

平成28年10月21日

建設工事における主観的事項の評価制度導入及び 格付別発注標準金額の変更について（お知らせ）

市内事業者の育成及び工事の品質向上の観点から、工事成績評定と社会貢献度等を入札参加資格の格付け（ランク付け）に反映します。

1 要旨

(1) 主観的事項を導入し、格付けに反映（詳細はP2, P4～7）

現在の格付け基準である客観的事項（企業の規模・実績や技術力等）の点数に、新たに主観的事項（工事成績評定、社会貢献度等）を点数化し、加算して得た総合数値をもって事業者の格付に反映します（三原市内事業者のみ）。

(2) 格付別発注標準金額の変更（詳細はP3）

主観的事項を導入することに伴い、事業者の入札機会等の整合性を図るため、格付別発注標準金額の改正を行います。

※ 2年に1度の建設工事競争入札参加資格審査申請、又は追加登録において入札参加資格審査申請を行う際に、入札参加資格審査申請書と併せて、「三原市建設工事入札参加資格主観的事項審査申請書」及び添付書類を提出していただくことで審査を行います。

2 主観的事項の評価制度の概要

今後は、ランク付けを行う基準を総合数値とします。

総合数値 = 客観点数（注1） + 主観点数（注2）

（注1） 客観点数 = 経営事項審査における総合評定値（P値）

（注2） 主観点数 = 実績に基づき評価する項目 + 申請に基づき審査する項目

主観的事項の評価項目は、次の2項目とします。

（1）実績に基づき評価する項目

（ア）工事成績評定（工事1件ごとに算出し合算 上限なし）

- ・ 80点以上（10点）
- ・ 78点以上80点未満（5点）
- ・ 75点以上78点未満（3点）
- ・ 70点以上75点未満（1点）
- ・ 60点以上70点未満（0点）
- ・ 60点未満（-5点）

（イ）指名除外等（以下の各月数、回数ごとに算出し合算 上限なし）

- ・ 指名除外（-5点/月）
- ・ 文書注意（-3点/回数）
- ・ 口頭注意（-1点/回数）

（ウ）災害協力等

- ・ 災害応急対策協力業者（3点）
- ・ 大規模災害発生における応急工事の実施に関する協定を結ぶ団体に加入している（3点）

（2）申請に基づき審査する項目

（ア）ISO（ISO9000, ISO14000 シリーズ）（各1点）

（イ）障害者の雇用（1点）

（ウ）少子化対策（1点）

（エ）若年労働者の雇用促進及び女性活躍推進（1点～3点）

（オ）社会貢献（役員又は使用人が三原市消防団に在籍）（1点～3点）

（カ）学習制度等（1点～5点）

3 格付別発注標準金額の変更の概要

(1) 格付の基準【変更なし】

格付 (ランク)	総合数値
A	900以上
B	750～899
C	600～749
D	500～599
E	499以下

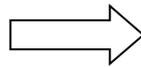
(2) 格付別発注標準金額表

【現行】

【改正後】

① 土木工事・その他の工事

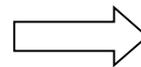
請負対象設計金額	格付
3,000万円以上	A
500万円以上2億円未満	B
5,000万円未満	C
3,000万円未満	D
500万円未満	E



請負対象設計金額	格付
1,000万円以上	A
500万円以上1億円未満	B
同左	C
同左	D
同左	E

② 建築工事

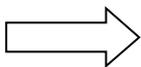
請負対象設計金額	格付
3,000万円以上	A
500万円以上3億円未満	B
5,000万円未満	C
3,000万円未満	D
500万円未満	E



請負対象設計金額	格付
1,000万円以上	A
500万円以上1億5千万円未満	B
同左	C
同左	D
同左	E

③ 電気・管工事

請負対象設計金額	格付
3,000万円以上	A
500万円以上1億円未満	B
5,000万円未満	C
3,000万円未満	D
500万円未満	E



請負対象設計金額	格付
1,000万円以上	A
同左	B
同左	C
同左	D
同左	E

4 主観的事項の評価項目

1 実績に基づいて評価する項目			
評価項目	評価基準	審査時期	有効期間
(1) 工事成績 評定 (上限なし 工種ごとに適用)	<p>主観的事項審査登録年度の前2年度間に完了検査した工事で、次の算式により算出した数値の合計点数</p> <p>ア 評定点80点以上：(10点) ×該当工事件数</p> <p>イ 評定点78点以上80点未満：(5点)×該当工事件数</p> <p>ウ 評定点75点以上78点未満：(3点)×該当工事件数</p> <p>エ 評定点70点以上75点未満 (1点)×該当工事件数</p> <p>オ 評定点60点以上70点未満：(0点)×該当工事件数</p> <p>カ 評定点60点未満：(-5点) ×該当工事件数</p>	<p>2年に1回行う競争入札参加資格審査の定期審査と併せて実績に基づいて審査する。</p> <p>ただし、入札参加資格の追加申請をした者については、追加申請の都度審査するものとする。</p>	競争入札参加資格の有効期間
(2) 指名除外等 (上限なし アは全工種に適用、イ・ウは該当工種のみ適用)	<p>主観的事項審査登録年度の前2年度間に完了検査した工事で、次の算式により算出した数値の合計点数</p> <p>ア 指名除外：(-5点)×指名除外の期間月数</p> <p>イ 文書注意：(-3点)×文書注意を受けた回数</p> <p>ウ 口頭注意：(-1点)×口頭注意を受けた回数</p> <p>ただし、審査会での審査を経なければならない。</p>		
(3) 災害協力等 (全工種に適用)	<p>ア 申請日現在、災害応急対策協力業者である場合は、3点とする。</p> <p>イ 三原市と防災協力協定、大規模災害発生時における三原市公共施設の応急工事等の実施に関する協定、又は災害時における三原市公共施設の電気設備等の応急対策に関する協定のいずれかに加入している事業者である場合は3点とする。</p>		

2 申請に基づいて審査する項目 ((1)~(5)は全工種に適用)			
評価項目	評価基準	審査時期	有効期間
(1) ISO (国際標準化機構による国際規格という。以下同じ。) 認証取得	申請日現在, ISO9000シリーズを認証取得している場合は1点, ISO14000シリーズを認証取得している場合は, 1点とする。ただし, 営業所等で申請する場合は, 当該営業所等が認証範囲に含まれること。	2年に1回行う競争入札参加資格審査の定期審査と併せて申請に基づいて審査する。 ただし, 入札参加資格の追加申請をした者については, 追加申請の都度審査するものとする。	競争入札参加資格の有効期間
(2) 障害者の雇用	申請日直前の6月1日現在, 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者の雇用義務を達成し, 同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている場合は, 1点とし, 申請日現在, 同法に基づく報告義務のない事業者で身体又は知的障害者である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は, 1点とする。		
(3) 少子化対策	常時雇用従業員数が101人以上の事業者で, 申請日現在において次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し, 都道府県労働局へ届出ている場合は, 1点, 同項に規定する計画の策定義務がない事業者が自主的に計画を策定し, 都道府県労働局へ届出ている場合は, 1点とする。		
(4) 若年労働者の雇用推進及び女性活躍推進	申請日現在, 40歳未満の建設業法第7条第二号ハに該当する者, 又は監理技術者資格者証を有する者(以下「有資格者」という。)を技術職員として正規雇用している場合は, 1名につき1点とし, 有資格の女性技術職員を正規雇用している場合は, 1名につき1点とする。(両方に該当する場合は, 1名につき1点を上限とする。)た		

	だし、上限を3点とする。		
(5)社会貢献	申請日現在、三原市消防団に所属する消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者を対象に、消防団員1名につき1点とする。ただし、上限を3点とする。		
(6)学習制度等 (工種ごとに適用)	<p>ア 一般社団法人全国土木施工技師管理技師会連合会の継続的専門能力啓発学習制度における企業ごとの申請日の前2年度間の学習単位(CPDS学習単位数)ごとに次に掲げる点数とする。</p> <p>(ア)1～19単位, 1点 (イ)20～39単位, 2点 (ウ)40～59単位, 3点 (エ)60～79単位, 4点 (オ)80単位～, 5点</p> <p>なお、土木工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事及び水道施設工事に加点する。</p> <p>イ 建築CPD運営会議の建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度における企業ごとの申請日の前2年度間の学習時間数(CPD認定時間数)</p> <p>(ア)1～19単位, 1点 (イ)20～39単位, 2点 (ウ)40～59単位, 3点 (エ)60～79単位, 4点 (オ)80単位～, 5点</p> <p>なお、建築一式工事、電気工事及び管工事に加点する。</p> <p>ウ 公益社団法人日本造園学会等において実施される認定制度の造園CPD認定プログラムに基づくもの及び認定外プログラムを受講した時間を単位の置き換えた、企業ごとの申請日の前2年度間の学習単位数(CPD学習単位数)</p> <p>(ア)1～19単位, 1点 (イ)20～39単位, 2点 (ウ)40～59単位, 3点</p>		

	<p>(エ)60～79単位, 4点 (オ)80単位～, 5点 なお, 造園工事に加点する。 エ いずれも申請業者の三原市内にある本店, 支店, 営業所等に所属する有資格技術者に係るものに限る。</p>		
--	--	--	--